

議案第 37 号

専決処分の承認を求めることについて

次の事項について、令和8年3月31日付けで専決処分したので報告し承認を
求める。

令和8年 6月 2日 提出

太宰府市長 高 原 清

太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

理 由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、条例の一部を改正する
必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため地方自治法（昭和
22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第
3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

〔 令和 8 年 3 月 3 1 日 〕
〔 条 例 第 1 3 号 〕

太宰府市国民健康保険税条例（昭和 43 年条例第 237 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「660,000 円」を「670,000 円」に改める。

第 25 条第 1 項中「660,000 円」を「670,000 円」に改め、同項第 1 号キ中「国民健康保険の被保険者」を「18 歳以上被保険者」に改め、同項第 2 号中「305,000 円」を「310,000 円」に改め、同号キ中「国民健康保険の被保険者」を「18 歳以上被保険者」に改め、同項第 3 号中「560,000 円」を「570,000 円」に改め、同号キ中「国民健康保険の被保険者」を「18 歳以上被保険者」に改め、同条第 3 項第 1 号中「第 24 条の 30 の 5」を「第 24 条の 30 の 6」に改め、同条第 4 項中「第 1 項、第 2 項又は前項」を「前 3 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の太宰府市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。